

会議録

会 議 名		第 14 回文化芸術振興推進評議会
日 時		平成 27 年 7 月 13 日（月） 午後 6 時 30 分～ 8 時 00 分
場 所		生涯学習センター（クリエイトホール）第 2 学習室
出席者氏名	評 議 員	白澤宏規・伊藤淳子・新堀俊明・有賀万美・西川柳時・前田満寿美 宮崎珠子・飯塚栄子・五味渕栄子・寺山良子・鈴木雅徳
	説 明 者	市民活動推進部長 大野哲宏 学園都市文化課長 小浦晴実・学園都市文化課 課長補佐 南部かや
	事 務 局	学園都市文化課 主事 露崎拓・主事 田邊紀博
欠 席 者 氏 名		牧野彦市
議 題		1 文化芸術振興の基本的な考え方について 2 その他
公開・非公開の別		「公開」
非 公 開 理 由		-
傍 聴 人 の 数		0 人
配 付 資 料 名		〔事前配付資料〕 条例資料 推-17 「(仮称)文化芸術振興条例」について 条例資料 推-18 「八王子市文化振興条例」制定に関する提言書 条例資料 推-19 「(仮称)文化芸術振興条例」の概要（案） 〔当日配付資料〕 なし

会 議 の 内 容	【議題1】 文化芸術振興の基本的な考え方について 事務局 推-17～19 説明 座長 ・ 本日は、「今までの経緯についての確認」、「これまで検討されてきた条例案についてさらに付け加えるべきものがあるか」、「文化芸術の対象領域」について3点の意見を頂くことで、評議員の皆様の共通認識を図っていきたい。 「今までの経緯についての確認事項」 ・ なし 「これまで検討されてきた条例案についてさらに付け加えるべきものがあるか」 評議員 ・ 現段階での条例案の留意事項については下記のとおりであると考えている。 1 目的： 八王子市基本構想・基本計画との関係、「基本法」と関連する文化芸術振興の意義と施策策定の必要性、文化芸術の多様性と相互理解、市民参加等 2 基本理念： 文化芸術活動の自主性・創造性・多様性の尊重、市と市民との連携等 3 市の役割： 文化芸術振興施策の策定・実施、環境整備、市民との連携推進等 4 市民の役割： 文化芸術活動を行う者、享受する者としての位置付け・自主性等 5 文化芸術振興に関わる計画策定： 総合的計画策定、市民の意見聴取と情報開示等 6 文化芸術振興に関わる事業評価： 市、評議会の役割と評価の反映（PDCA）等 評議員 ・ 評価・情報開示というものが、特に欠けているのではないか。 事務局 ・ 情報開示とはどのようなイメージなのか齟齬がないよう確認したい。
------------------	---

	評議員 ・情報開示とは、市民が求めたものに対し市が情報提供するという、市民が市政に能動的に関わることだと考えている。 評議員 ・情報開示を通して、市民と市のキャッチボールができる。 評議員 ・市民の役割が記述されているが、市民が文化芸術活動の担い手であることを認識している人が少ないと意味がない。市もそのことをアピールしていく必要があるのではないか。 事務局 ・計画を策定するにあたり、情報の発信については、1つのキーワードになると考えている。文化芸術活動を行うことの素晴らしさを感じてもらうことが重要であり、そのことについて、発信していきたい。 評議員 ・現在の条例案から、文化芸術を底上げしていくという意識が伝わってこない。 ・文化財のアピールが少ないという現状がある。条例ができることにより、イベント等を実施し、教える側・見る側の意識を高めていくことが必要である。 ・例えば、多くの市民の目に触れる場所で、文化芸術のイベントを実施することで、底上げにつながってくるのではないか。 評議員 ・市民と市が一体となって進めて行くことが必要 評議員 ・市民がいつも受け身であるのも問題であり、積極的に文化芸術活動を行っている人が多くの人に広めていくということも必要である。 ・条例ができて、実効性が伴わないことも課題である。 評議員 ・公募のイベントを実施する際に、「どこで情報を得たか」を聞くが、広報と答える人が少ない。 評議員 ・いけ花教室に関しては、多くの人が情報をインターネット等で十分調
--	--

	べた上で来るようになっている。 評議員 ・「条例」といわれると、市が作ったものと印象を受けるが、この条例は「市」と「市民」役割を定めた協定書に近いものではないか。 事務局 ・条例で「市民の役割」という表現をすると、「規制される」という印象を持つ人もいる。 ・条例でなく、基本指針等でまとめることでもう少し詳しく踏み込むことのできる可能性もあるのかもしれない。 「文化芸術の対象領域」 座長 ・計画策定を行う上で、文化芸術の対象領域区分について検討する必要があると、下記のとおり区分する必要があると考えている。 1 芸術文化（基本法に謳う芸術及びメディア芸術など） 2 芸能文化（基本法に謳う伝統芸能及び芸能など） 3 生活文化（基本法に謳う生活文化及び国民娯楽、八王子市の競技スポーツなど） 4 情報文化（基本法に謳う出版物及びレコード、八王子市に関わる情報誌など） 評議員 ・留学生に日本文化のイメージを聞くと、「J-POP」と「アニメ」と言われる。 ・文化芸術の幅広い領域を尊重する視点が必要である。 評議員 ・スポーツを文化芸術に含めるかという議論があるが、八王子市では体育協会と文化連盟が分かれている。 評議員 ・座長より提案のあった、スポーツや情報誌を文化芸術の領域に含めることは必要だと思う。 評議員 ・対象領域について、4つの分類に分けることに異論はないが、「～等」という表現が気になる。どこまでを対象とするかが分からない。
--	---

	評議員 ・生活文化に茶道や華道があるが、その他に「～等」として、「盆栽」や「おもと」も含まれてくるのではないか。 評議員 ・広く様々なものが入っているが、全ては例示できないという問題もある。 ・文化という言葉は、活動を行っている人には広い分野であるという認識はあるが、活動を行っていない人は文化という言葉で拒絶してしまうものである。 評議員 ・例えば、ごみの分別も非常に細かいが、非常に分かりやすくまとめられている。文化芸術の領域についても分かりやすくまとめていく必要がある。 【議題2】 その他 座長 ・今日は、新たに評議員になられた方もいたので、これまでの条例の経過と基本的な考え方について、共通認識を持つことができた。 事務局 ・座長から提案された内容と条例の概要を基本的な考え方を参考にして、次回は計画策定に向けた議論を進めていきたい。
--	---